

宮崎市条例第66号

宮崎市ハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に迅速かつ適切な対応を行うこと並びに職員へのカスタマー・ハラスメントの防止に関する措置を講じることにより、職員、市長等及び議員がそれぞれの能力を発揮することができる良好な勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で、本市に勤務するものをいう。
- (2) 管理職員 宮崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第44号）第6条の3第1項及び宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年条例第6号）第13条に規定する管理職員をいう。
- (3) 市長等 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者をいう。
- (4) 職場 職員、市長等及び議員（以下「職員等」という。）がその職務に従事する場所（出張先その他職員等が通常業務に従事する場所以外で実質的に職場と同視すべき場所等を含む。）をいう。
- (5) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。
 - ア 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員等が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動
 - イ 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員等の勤務環境を害する行為
 - ウ 妊娠、出産、育児、介護に関する言動又は職員等の妊娠、出産、育児、介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動であって、職員等の勤務環境を害する行為

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、職員に対しハラスメントの防止に関する周知啓発を行い、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、この条例の目的を達成するため、議員に対するハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因して議員が活動できる環境を害され、又は議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（職員の責務）

第6条 職員は、他の職員に対し、職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

2 管理職員、課長補佐その他の所属職員を指揮監督する職務に従事する者（以下「管理職員等」という。）は、職場におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理職員等は、苦情等の申出、調査への協力その他のハラスメントに対する当該職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（ハラスメントの禁止）

第7条 職員等その他本市に勤務する者は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

2 前項に規定する者は、市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者及び市と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者等に対して、ハラスメントに類する行為を行ってはならない。

（相談等の申出の手続）

第8条 職員又は市長等は、職場におけるハラスメントを受けた又は目撃し、若しくは把握したときは、服務に関する事務を担当する課（以下「服務所管課」という。）が設置する相談員（以下「ハラスメント相談員」という。）又は次条第1項に規定する第三者相談窓口、ハラスメントの相談及び苦情を書面、口頭又はこれに準じた手段により申し出ること（以下「申出」という。）ができる。

2 議員は、職員又は市長等による職場におけるハラスメントを受けた又は目撃し、若しくは把握したときは、ハラスメント相談員又は次条第1項に規定する第三者相談窓口へ申出を行うことができる。

3 申出は、ハラスメントが生じるおそれがある場合にも行うことができる。

4 ハラスメントを受けた職員等が心身の故障等により入院していることその他特別の事情により申出を行うことができない場合は、当該職員等の同僚又は上司等で当該ハラスメントの事実関係を認識している者が申出を行うことができる。

5 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては、教育委員会。次項及び第7項において同じ。）は、申出に対し、当事者、関係職員等への聴き取り等による事実確認の調査を行い、必要と認めるときは、第10条第1項に規定する審議会に諮問するものとする。

6 申出に係る当事者が議員のときは、任命権者は、当該申出について議長に報告し、協力して調査を行わなければならない。

7 申出に係る当事者が市長等又は議員のときは、任命権者又は議長は、第10条第1項に規定する審議会に諮問しなければならない。

（第三者相談窓口）

第9条 市長は、職員等からの申出に対応し、その円滑かつ公正な解決を図るため、第三者によるハラスメント相談窓口（以下「第三者相談窓口」という。）を設置する。

2 市長は、ハラスメントに関する専門的知識を有する者のうちから第三者相談窓口の相談員を指名する。

3 第三者相談窓口は、次の業務を行うものとする。

（1） 申出を受ける業務

（2） 申出があった事案について、専門的見地から適切な助言等を行う業務

（3） 申出を行った者（以下「申出者」という。）の了承を得た上で、事実確認のための調査その他の事案の解決のための必要な措置を服務所管課の長に要請する業務（審議会の設置等）

第10条 申出があった事案について調査審議するため、宮崎市ハラスメント調査審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、原因究明及び再発防止のための措置に関し意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（組織及び委員）

第11条 審議会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、ハラスメントに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

（プライバシーの保護及び秘密の保持）

第12条 第三者相談窓口の相談員及び審議会の委員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 職員等は、申出を理由として、当該申出者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（公表等の措置）

第14条 任命権者又は議長は、公正な調査により市長等又は議員によるハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号に掲げる行為者に対し、それぞれ当該各号に定める措置を行うことができる。

（1） 市長等及び議員 公表

（2） 職員 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等

2 前項第1号に規定する措置を行おうとするときは、任命権者又は議長は、あらかじめ審議会に意見を求めなければならない。

（職務の代理）

第15条 申出に係る当事者が市長のときは、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に準じて副市長等がその職務を行う。

2 申出に係る当事者が議長の場合は、この条例の規定による権限の行使は、地方自治法第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長が共に当事者の場合は、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を行う。

(申出件数の公表)

第16条 市長は、地方公務員法第58条の2第3項及び宮崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条の規定による公表と併せて、当該年度の前年度の申出の件数を公表するものとする。

(カスタマー・ハラスメントに関する措置等)

第17条 市長は、職場において行われる来庁者、施設の利用者及び本市の行う事業に係る者を有する者等の言動であつて、職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該職員の勤務環境が害されること（以下「カスタマー・ハラスメント」という。）のないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、カスタマー・ハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、カスタマー・ハラスメントに対する職員の関心と理解を深めるとともに、当該職員が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

(研修等)

第18条 市長及び議長は、ハラスメント及びカスタマー・ハラスメントの防止等を図るため、必要な研修等を実施しなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第37号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

社会福祉審議会委員	月額	12,300円以内
-----------	----	-----------

 を

「

社会福祉審議会委員	月額	12,300円以内
ハラスメント調査審議会委員	月額	10,000円

 に改める。

」